

# 家族信託の基礎知識

# 1. 家族信託とは

わかりやすく言うと

自分で自分の財産管理をできなくなってしまった時に備えて、家族に自分の財産の管理や処分をできる権限を与えておく方法を言います。

## 2. 家族信託を理解する上で

信託と言うと、信託会社または信託銀行等をイメージする人が多いと思います。

これらは、「商事信託」と呼ばれる信託報酬を得るため、不特定多数を対象に営利目的で継続的に行われる信託業務です。

ここで取り上げるのは「民事信託」（家族信託）で信託報酬を目的としないため、信託業法の制限を受けずに信託行為が行えます。

### 3. 家族信託の仕組み

#### (1) 家族信託の当事者

家族信託では「**委託者**」、「**受託者**」、「**受益者**」の3者が当事者となります。

財産の所有者である委託者が**遺言や信託契約**によって**受託者**に財産の管理処分の権限を与え、最終的に**受益者**が財産からの収益を受け取れるようにする形が一般的です。

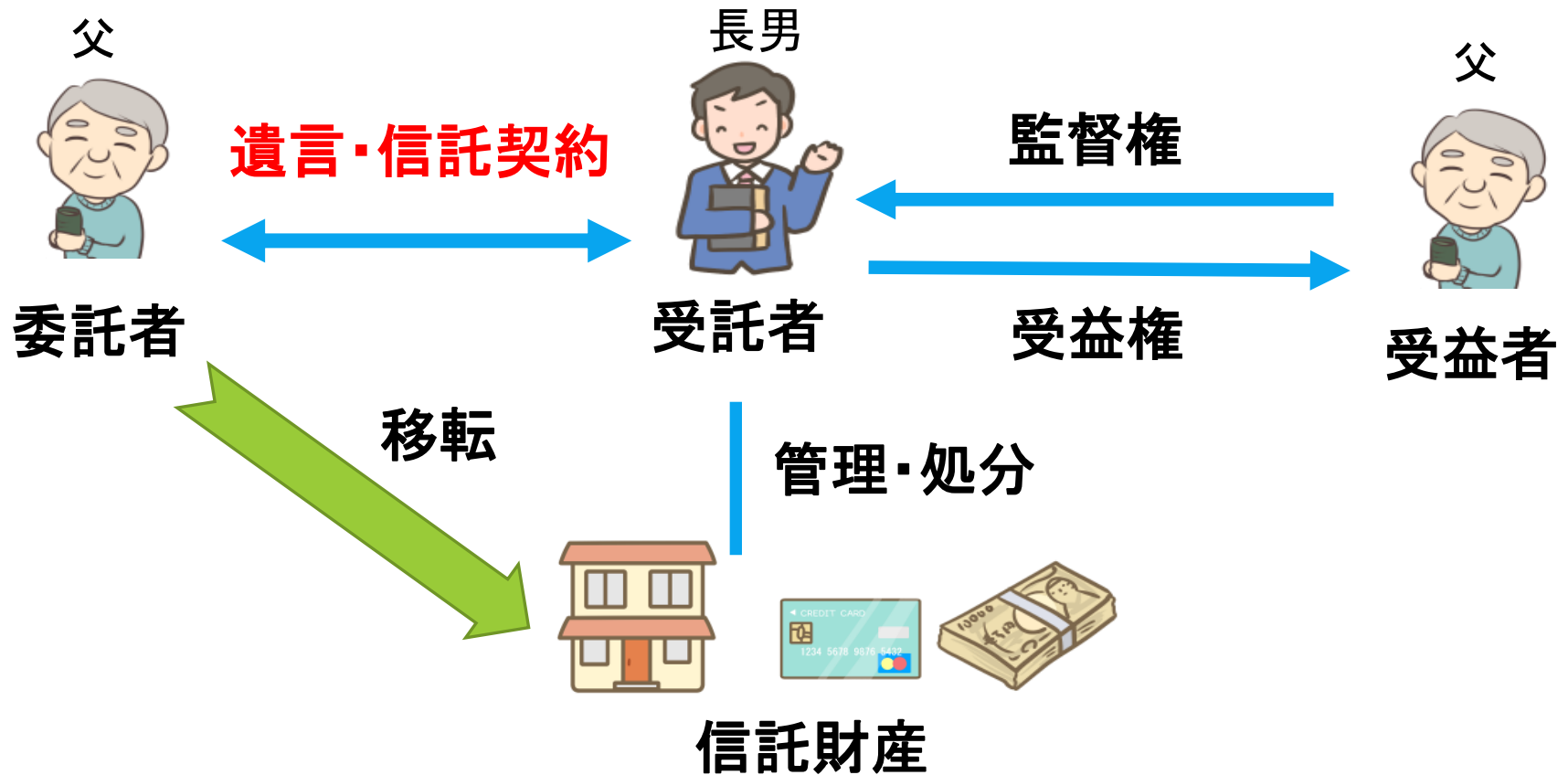
実際は、委託者自身が受益者となる場合がことが多いことも特徴です。

#### (2) 当事者間の関係

- ① 委託者と受益者が同じ場合（**自益信託**）
- ② 委託者と受益者が異なる場合（**他益信託**）
- ③ 委託者と受託者が同じ場合（**自己信託・信託宣言**）

# 4. 自益信託のイメージ

委託者と受益者が同じ場合（**自益信託**）



- ◆ 委託者 財産の所有者、財産を預ける人
- ◆ 受託者 財産を預かり、管理・処分する人
- ◆ 受益者 財産の運用、処分で利益を得る権利（受益権）を有する人

## 5. 信託の方法

### (1) 契約による信託（信3条1号）

委託者と受託者が信託契約を締結する方法です。家族信託を行う場合、一般には、信託契約による方法を利用します。

### (2) 遺言による信託（信3条2号）

委託者が受託者を定めて遺言を書き、委託者の死亡と同時に信託を開始させる方法です。

遺言は遺言者の一方的な意思で書けますから、受託者が承諾しなかったら信託は開始しません。実務では、**あらかじめ受託者の承諾を得た上で遺言を作成するのが一般的です。**

### (3) 自分で信託宣言による信託（信3条3号）

自らが委託者兼受託者となり信託を設定する旨の「信託宣言」を公正証書で行う方法もあり、「自己信託」と呼ばれます。

自己信託を設定することで、信託財産に強制執行されることがなくなり、他人のために財産を管理することが可能になります。

自己信託の特徴として、財産をもらった者（受益者）自身の手元にその財産がないため、浪費癖のある子を受益者にするケース、認知症により自分で財産管理能力のない配偶者を受益者にするケース、障害を持つ子を受益者にするケースなどで活用されています。

この制度を利用するにあたっては、**公正証書等**においてその旨の意思表示をすることが必要となります。

## 6. 信託契約の内容

- ① 財産の所有者（**委託者**）が、
- ② 信託のおける人・法人（**受託者**）に
- ③ 財産（**信託財産**）を託し、
- ④ 定められた目的（**信託目的**）に従って財産を管理・継承する方法で、
- ⑤ 定められた受取人（**受益者**）に対して信託財産に係る給付を受けること。

## 7. 課税の関係はどうか？

### (1) 委託者と受益者が同じ場合（自益信託）

財産権に移動がないため「贈与税」「不動産所得税」の課税はありません。

### (2) 委託者と受益者が異なる場合（他益信託）

財産権が実質移動したことになり、「みなし贈与」の課税対象となります。

### (3) 信託の終了した時

預けた財産（残余財産）を誰に帰属させるかによって

- ① 委託者と同一であれば、贈与税、相続税はかからない。
- ② 委託者と異なる場合は、贈与税、相続税がかかる。



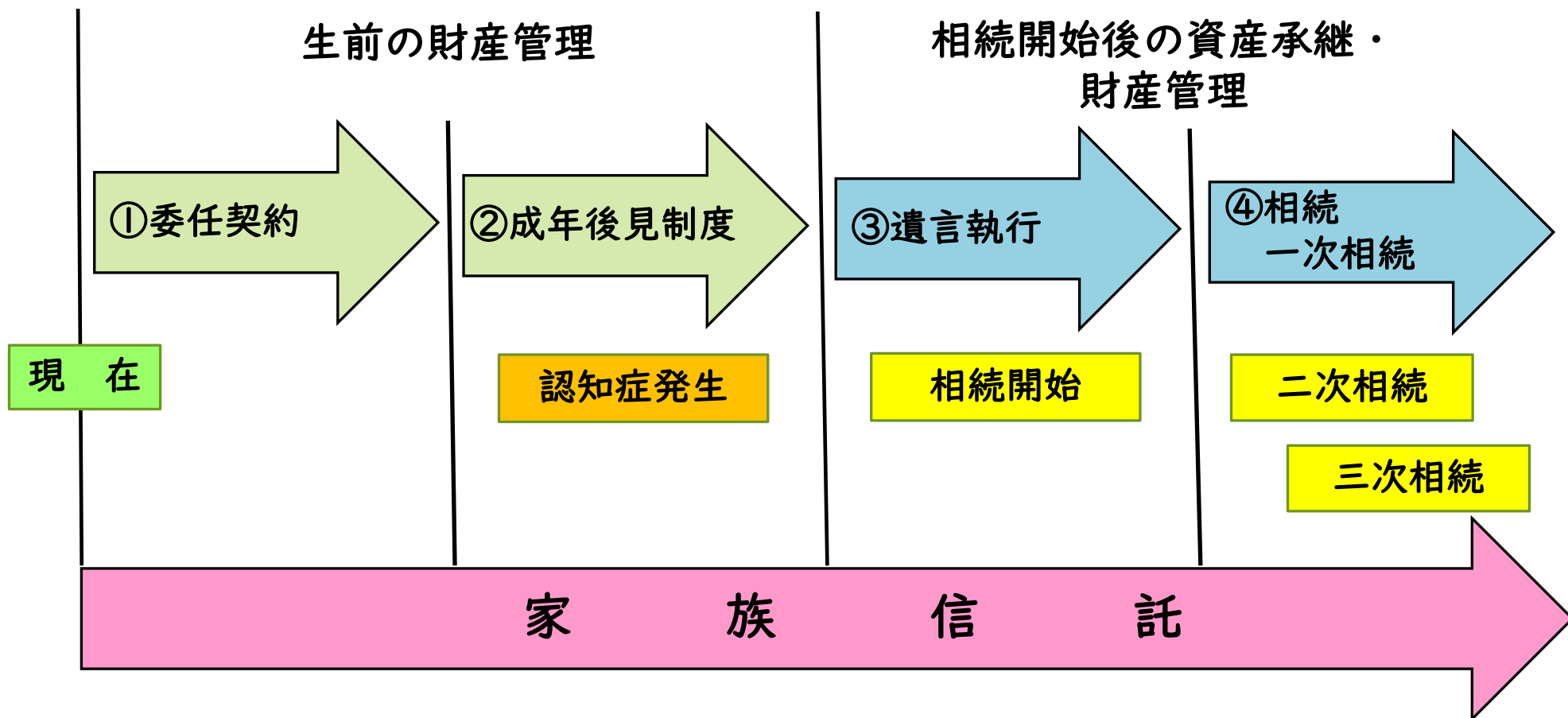
## 8. 相談内容に対する解決方法の検討

アパートを所有・管理している高齢者が、今後の運用・管理・承継等について相談があった場合

### (1) 検討する選択肢

- ① 委任契約
- ② 成年後見制度
- ③ 遺言
- ④ 遺産分割
- ⑤ 家族信託

## (2) 比較・検討の全体図



家族信託で委任契約と成年後見制度と遺言に機能を持たせることができます。